

防整技第18892号

30.12.5

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長 殿
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官

(公印省略)

建設工事における積算基準に関する細部事項について（通知）

標記について、建設工事における積算基準について（防整技第7175号。28.3.31）の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

建設工事の実施に伴い、設計変更積算価格を算定する場合には、設計変更積算額に落札率（当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率をいう。）を乗じることを原則としつつも、真に止むを得ない緊急的な必要性により、当初契約内容と業種が大きく相違する工事等を設計変更で追加する場合には、安易に落札率を乗じることのないよう措置するものとし、その適用に当たっては、事前に施設技術管理官と協議されたい。

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計
画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、陸上幕僚
監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部
施設課長